第十回	百二十一億五千三百三十八万円	百二十一億四千二百七十二万八千二百三円	〃	〃
第十一回	百五十六億百八十九万円	百五十五億九千五百五万三千二百三十六円	〃	〃
第十二回	六十九億千三百七十五万円	六十九億七百六十九万六百七円	〃	〃
第十三回	八十一億四千四百四十五万円	八十一億四千七十四万千五百四十三円	〃	〃
第十四回	四十三億五千九百七十五万円	四十三億五千五百九十二万九千三十五円	〃	〃
第十五回	百七十億七千七百四十八万円	百七十億六千九百八十六万六百十七円	〃	〃
第十六回	七十三億二千六百八万円	七十三億千九百六十五万八千九百四十二円	〃	〃
第十七回	四十三億三千八百四十七万円	四十三億三千六百五十三万五千四百五十七円	〃	〃
第十八回	二十二億三千二百八十二万円	二十二億三千八十六万三千二百九円	〃	〃
第十九回	四十四億四千三百三十二万円	四十四億四千百二十八万七千八百八十円	〃	〃
第二十回	十二億七百八十九万円	十二億六百八十三万千四百五十九円	〃	〃
第二十一回	十二億四千四百二十五万円	十二億四千三百六十六万二千九百七十六円	〃	〃
第二十二回	三億三千三百三十五万円	三億三千三百五万七千八百八十六円	〃	〃
第二十三回	十三億五百二十七万円	十三億四百六十九万四千五百五十八円	〃	〃
第二十四回	二億四千七百十四万円	二億四千六百九十二万三千四百四十三円	〃	〃
第二十五回	一億九千六百三十三万円	一億九千六百二十三万五千七百九十九円	〃	〃
第二十六回	一億五千八百七万円	一億五千七百九十三万千四百八十二円	〃	〃
第二十七回	四億三千六百万円	四億三千五百八十万千七十五円	〃	〃
第二十八回	二億二千八百八十一万円	二億二千八百六十万九千五百五円	〃	〃

第二十九回	五億六百二十一万円	五億五百九十八万八千二百二十四円	〃	〃
第三十回	二億七千五百二十四万円	二億七千四百九十九万八千八百二十五円	〃	〃
第三十一回	九億五千二百九十六万円	九億五千二百五十三万七千百九十四円	〃	〃
第三十二回	一億三千八百十三万円	一億三千八百万八千九百七十一円	〃	〃
第三十三回	六億七千五百一万円	六億七千四百七十一万八百九十七円	〃	〃
第三十四回	一億千八百九万円	一億千七百九十八万六千五百三十二円	〃	〃
第三十五回	十二億五千六百十万円	十二億五千八十万千六十二円	〃	〃
第三十六回	十億五千二百十四万円	十億四千七百二十三万五千四百九十円	〃	〃
第三十七回	二十六億八千九百六万円	二十六億七千七百六十七万七千五百八十七円	〃	〃
第三十八回	九億八千五百九十一万円	九億八千八百三十三万千四百八十六円	〃	〃
第三十九回	百四億三千百九十四万円	百三億八千八百六十二万四千二百五十五円	〃	〃
第四十回	二千五十五万円	二千四十八万三千三百十九円	〃	〃
第四十一回	千八百万円	千七百九十六万三千九百八十八円	〃	〃
第四十三回	二億二千六百六十九万円	二億二千六百六十七万二千三百九十三円	〃	〃
第八百一回	四億四千五百十六万円	四億四千四百九十八万三千二百六十七円	〃	〃
第八百二回	二億二千九百八十五万円	二億二千九百七十五万九千六十三円	〃	〃
合計	千七百五十五億五千九百八十八万円	千七百五十三億七千九十八万九千五百九十八円	〃	〃

○農林水産省告示第二千四百九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年七月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十五年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正